

## 鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鹿角市（以下「本市」という。）への定住を促進するため、民間賃貸住宅に居住しようとする子育て世帯、若者夫婦世帯又は若者単身世帯に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和49年鹿角市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 秋田県外から市内に転入した者（過去に本市に住んでいたことがある場合は、本市より転出した日から1年以上経過した後に市内へ転入した者）をいう。
- (2) 子育て世帯 18歳以下の子供を扶養し同居している世帯をいう。
- (3) 若者夫婦世帯 夫婦のいずれかが40歳未満である世帯をいう。
- (4) 若者単身世帯 年齢が40歳未満で市内に就労している単身の世帯をいう。
- (5) 民間賃貸住宅 自己の居住の用に供するために、住宅の所有者との賃貸借契約を締結した市内の住宅をいい、次に掲げる住宅を除くものとする。
  - ア 公営住宅
  - イ 特定公共賃貸住宅
  - ウ 社宅、官舎、寮等の給与住宅
  - エ 子育て世帯、若者夫婦世帯又は若者単身世帯に属する世帯員の3親等以内の親族が所有する住宅
- (6) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、管理費、駐車場使用料その他の住居以外の費用を除く。）をいう。
- (7) 住宅手当等 事業主が従業員に対して支給若しくは負担し、又は他の民間機関からの支援等による住宅に関する全ての手当等をいう。

### (補助対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年4月以降に本市に転入し、転入してから6か月以内の移住者であること。

- (2) 転勤等（労使関係に基づいた勤務地変更を伴う異動をいう。）により本市へ転入したものではないこと。ただし、就職後最初の勤務地が市内であって任期が3年を超える場合を除く。
- (3) 補助金の申請年度において、子育て世帯、若者夫婦世帯又は若者単身世帯であること。
- (4) 民間賃貸住宅に入居している世帯であること。
- (5) 民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となっており、家賃を支払っている（同一世帯員が支払っている場合を含む。）こと。
- (6) 民間賃貸住宅において、同一居宅に他の世帯が居住していないこと。
- (7) 交付決定日から3年以上継続して市内に居住する意思を有していること。
- (8) 市税を滞納していないこと。
- (9) 生活保護受給世帯でないこと。
- (10) 世帯全員が、任期の定めのない職員の給料表が適用される公務員でないこと。
- (11) 過去に、この要綱による補助金を交付されたことがないこと。ただし、前年度から継続してこの要綱による補助金を受ける場合は、この限りでない。
- (12) この要綱による補助金以外の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (13) その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助事業の対象となる経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助金の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、初年度の交付決定日以降に家賃を支払った日が属する月から起算して最長24か月とする。

2 補助対象期間内に、世帯構成に変更があった場合は、世帯構成に変更のあった日が属する月の翌月から適用する。

（交付申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、2年度目以降の申請の場合は、添付の書類の一部を省略することができるが、賃貸借契約に変更が生じた場合は、添付することとする。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 入居時初期費用の額及びその内容が分かる書類
- (3) 住民票抄本（移住した世帯全員分とし、発行の日から1か月以内のものに限る。）
- (4) 住宅手当等支給証明書（様式第2号）
- (5) 納税証明書（滞納税額のない証明用）
- (6) 保険証の写し（18歳以下の子供、単身世帯）
- (7) 誓約書（様式第3号）
- (8) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の申請書の提出期限は次のとおりとする。

- (1) 初年度の申請の場合は、転入した日から6か月以内とする。
  - (2) 2年度目以降の申請の場合は、当該年度における最初の家賃支払い日以前とする。
- （決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等により内容が適正であるかどうかを審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

（変更等の承認申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容について変更しようとするときは、速やかに規則第7条に定める補助事業変更承認申請書及び関係書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、毎年度、支払期間終了後、速やかに規則第13条に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 家賃の支払状況が確認できるもの
- (2) その他市長が必要と認めた書類

（補助金の返還）

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部を返還させることができる。

- (1) 本要綱による交付決定者及びその者の世帯員全員が、交付決定日から3年以内に市外へ転出したとき。
- (2) 第3条に掲げる補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第6条及び第8条の規定による申請の内容に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が返還の必要があると判断したとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助率及び補助金の額
家賃	民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額	家賃から住宅手当等を除いた金額の2分の1以内とし、上限額は次のとおりとする。 ①子育て世帯 25,000円 ②若者夫婦世帯 20,000円 ③若者単身世帯 20,000円
入居時初期費用	民間賃貸住宅の入居手続に要する経費のうち次に掲げるもの ①礼金 ②仲介手数料 ③保証料  ※交付決定日前に支払った経費も補助対象とする。	入居時初期費用から住宅手当等を除いた金額の2分の1以内とし、上限額は30,000円とする。ただし、初回分のみとする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

鹿角市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金交付申請書

鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金の交付を受けたいので、鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 申請世帯区分 子育て世帯 ・ 若者夫婦世帯 ・ 若者単身世帯  
(該当するものに○をしてください)

2 補助金申請額

家賃*	円
入居時初期費用*	円
申請額(上記の合計)	円

\*住宅手当等を除いた経費を記載してください

- 2 転入年月日 年 月 日

- 3 賃貸借契約日 年 月 日

4 世帯構成員内訳

	フリガナ氏名	続柄	生年月日	職業	現在の勤務先・学校名・学年等
1		本人	年 月 日 (満 歳)		
2			年 月 日 (満 歳)		
3			年 月 日 (満 歳)		
4			年 月 日 (満 歳)		
5			年 月 日 (満 歳)		

【添付書類】

1. 賃貸借契約書の写し（新規（変更）申請時のみ）
2. 入居時初期費用の額及びその内容が分かる書類（新規申請時のみ）
3. 住民票抄本（世帯全員分）
4. 住宅手当等支給証明書（様式第2号）
5. 納税証明書（滞納税額のない証明用）
6. その他、市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

鹿角市長 様

企業等 所在地

名称

代表者名 (※)

電話番号

記載責任者

(※)代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

### 住宅手当等支給証明書

次に掲げる者への住宅手当等の支給について、次のとおり証明します。

(ふりがな)	
氏 名	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
住 所	

○住宅手当等の支給を、

実施している ・ 実施していない

※いずれかを○で囲んでください。

○実施している場合

家賃

月額 \_\_\_\_\_ 円

入居時初期費用（礼金、仲介手数料、保証料）

\_\_\_\_\_ 円

様式第3号（第6条関係）

## 誓約書

年 月 日

鹿角市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金を申請するに当たり、下記のとおり誓約します。

### 記

- 1 私及び私と世帯を同じくする者が申請要件を全て満たしていること。
- 2 補助金の交付に係る審査及び交付後の居住状況の確認等のため、私及び私と世帯を同じくする者に係る住所の記録等の個人情報に関し、市長が調査及び関係機関に照会を行うことに同意すること。
- 3 補助金交付後、鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金交付要綱第10条の返還規定に該当する場合は、補助金の交付決定の取り消し、又は全部を返還すること。

※鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金交付要綱第10条は、裏面を参照のこと

## 鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金交付要綱

### (補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部を返還させることができる。

- (1) 本要綱による交付決定者及びその者の世帯員全員が、交付決定日から3年以内に市外へ転出したとき。
- (2) 第3条に掲げる補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

### 第3条 補助金対象者等

- ①令和5年4月以降に本市に転入し、転入してから6か月以内の移住者であること。
- ②転勤等（労使関係に基づいた勤務地変更を伴う異動をいう。）により本市へ転入したものであること。ただし、就職後最初の勤務地が市内であって任期が3年を超える場合を除く。
- ③補助金の申請年度において、子育て世帯、若者夫婦世帯又は若者単身世帯であること。
- ④民間賃貸住宅に入居している世帯であること。
- ⑤民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となっており、家賃を支払っている（同一世帯員が支払っている場合を含む。）こと。
- ⑥民間賃貸住宅において、同一居宅に他の世帯が居住していないこと。
- ⑦交付決定日から3年以上継続して市内に居住する意思を有していること。
- ⑧市税を滞納していないこと。
- ⑨生活保護受給世帯でないこと。
- ⑩世帯全員が、任期の定めのない職員の給料表が適用される公務員でないこと。
- ⑪過去に、この要綱による補助金を交付されたことがないこと。ただし、前年度から継続してこの要綱による補助金を受ける場合は、この限りでない。
- ⑫この要綱による補助金以外の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑬その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

- (3) 第6条及び第8条の規定による申請の内容に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が返還の必要があると判断したとき。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

様

鹿角市長

鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました補助金については、鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助金の決定額 \_\_\_\_\_

2 補助金交付の条件（補助金の返還について）

- (1) 交付決定者及びその者の世帯員全員が、交付決定日から3年以内に市外へ転出したとき。
- (2) 要綱第3条に掲げる補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

第3条 補助金対象者等

- 1)令和5年4月以降に本市に転入し、転入してから6か月以内の移住者であること。
- 2)転勤等（労使関係に基づいた勤務地変更を伴う異動をいう。）により本市へ転入したものでないこと。ただし、就職後最初の勤務地が市内であって任期が3年を超える場合を除く。
- 3)補助金の申請年度において、子育て世帯、若者夫婦世帯又は若者単身世帯であること。
- 4)民間賃貸住宅に入居している世帯であること。
- 5)民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となっており、家賃を支払っている（同一世帯員が支払っている場合を含む。）こと。
- 6)民間賃貸住宅において、同一居宅に他の世帯が居住していないこと。
- 7)交付決定日から3年以上継続して市内に居住する意思を有していること。
- 8)市税を滞納していないこと。
- 9)生活保護受給世帯でないこと。
- 10)世帯全員が、任期の定めのない職員の給料表が適用される公務員でないこと。
- 11)過去に、この要綱による補助金を交付されたことがないこと。ただし、前年度から継続してこの要綱による補助金を受ける場合は、この限りでない。
- 12)この要綱による補助金以外の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- 13)その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

- (3) 本補助金の申請の内容に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が返還の必要があると判断したとき。